

小にくい止めるために教員にも呼びかけ、努力を求めました。

生徒にとってもせっかくながりの出来はじめた関係がふりだしに戻ることは、大きな負担になったことと考えられます。

私の授業を受けた一年生の生徒の一人は、次のように書いています。

「今、いちばんくやしいことは、鈴木先生をこの市芦にもどすことの出来ないこと、けなひとり人間の私ということ。けど、いくら一人ひとりがちっけな人間でも、みんなが集まればきつと大きな力になると私は信じています。きつと私たちは大したことは出来ないけど、出来る限りのことをしたいし、出来る限りの力を出したいと、そう、思っています。鈴木先生はもう、鈴木先生と呼べなくなりましたが、私はちがうと思います。鈴木先生は鈴木先生と呼ぶのが一番ふさわしい。」

私たちを成績という、わくの中におしこめようとする大人達には負けません。心の中のこと、人間として一番大事な心をうばうことは、人間でなくなることと同じです。この短い間に、教科書では学べないほどのすばらしいものをひとつずつ自分のものに出来たような気がします。」(K より)

また、別の子は「市芦にきてよかった」として「小学校にあがって、自分が勉強が嫌い

なこと、それをこくふくする努力もできない子だということに気がつきました。中学校の進路相談で、君は市芦に行ってもちゃんとやっというける、卒業した時に市芦に行ってもかっというようになる、と言われました。一学期が始まりました。はじめの方は、いやなことが多くやめることはかり考えていました。でも、友だちができて、いま、中学校の時の先生のことはまちがってないと思えるようになってきました。とにかく早く帰ってきて水の授業はじめてください」(Mより)

これらは、半年かけて作り上げられてきた教師と生徒の関係を示しています。そしてそれが授業成立の大事な前提をなすものなのです。

私の学年分掌は渉外係で、学年のとりまとめをするものでした。いわば、学年主任にあたるものでした。部長主任制度に否定的であったから渉外係と呼ばれ、学年運営の軸となる役割を求められていたわけです。

学年分掌は学年会議で事実上決められるわけですが、市教委の言う「(学年)教員のなかでは経験年数が多く」ということを生かす役割が期待されていたのですが、配転によりこれも果たせませんでした。学年構成の教員が一人消えるということは、学年運営にとって力を奪われることです。



私にたいする転任処分が、河村・深沢両先生の停職処分と同じ時に行われたことが、学校の混乱と生徒への著しい否定的影響を大きくしました。特に三名の教員は全員一学年所属であったわけですから、一学年の受けた打撃は大きいものでした。学年一二名のうち、ベテランの三名が突然奪われたのです。校長も、「一学年から三人の先生がはずされるということで、非常にとか、そういう点では主観の相違があるが、多少の混乱は起こっている」(第一五回前田証言P四〇)と認めているところなのです。

第三一回小林証言P二四)「(一日に)辞令を渡す前に考え方を言い、その辺について学校内に混乱がおこらんようにしてください」ということで、校長は、それは混乱は起こりませんという確認を得て、それで辞令を交付した」と(第三一回小林証言P二八)証言しており、また、

校長は「辞令を手渡されて、これを渡してくれ」という指示があり、異動先の単純な説明を受けたというのとどまる。簡単なやりとりで終わった」(第一五回前田証言P二二、P二二)と述べています。

学校現場がこうむる影響について、発令の場で、校長に確認を求めるなど、常識である上に、事前のヒアリングについても教員の持ち時間、担当、校務分掌等一般的な話以上に現場の混乱回避について具体的協議がなされておらず、事実上、現場の責任者である校長の意向は聴取もされていないと言えます。

一九八六年度四月からの私の分掌は、教科指導においては担当学年である一学年全クラス(四クラス)の社会科(現代社会)を二単位、障害生授業を四単位受けもっていました。教科指導は各教員の専門分野(私の場合、世界史)を重視しますが、所属学年の分野を第一に考えて教科会議で決められるのです。教科の構造、構成に従いながら、生徒の実

態に応じた教材を時間をかけて練り上げます。例えば、処分された当時、すすめていた「人間と環境」の一環としての「水の授業」では基本資料の収集、参考図書の閲覧、ビデオ録画(この場合、琵琶湖汚染の特集)浄水場・下水処理場の見学研修、水源地の見学、水道行政担当者からの聞き取り、水問題集中講座の受講などの準備の上で教材を作りました。導入の十分はどののために、水源地へ水を取りに行ったりします。そうした授業準備と教材研究の上で一時間の授業が始まるのです。

そのほかに、放課後、学力を取り返そうとして生徒の自主参加形式で学年が組織していた「学習会」がありました。学年の教員が指導することになっており、私も加わっていました。教員の誘いかけがなくても熱心に参加する生徒もいて、彼らに支えられて毎週二回程度国語、数学、英語を中心に定例的に行われていました。会の積み重ねの中で少しずつ生徒らとの信頼関係が作られて行きました。参加生徒も自信をつけつつありました。

私の社会科授業については、後任人事がなかったため、校長が二、三学年所属の四人の教員(滝山・小川・石原・潮見先生)に週二時間(二単位)ずつ職務命令で振り分けました。職務命令は十月一日と二日に出示されました。「明日から、授業を担当せよ」というのです。障害生担当の授業は吉村先生の単独担

当としました。

しかし、これは「学期途中の変更について、職務命令を出したのは初めてで、それも当日、又は翌日から変えるということ、いままではなかったこと」(第一五回前田証言P三七)と校長も言うように、常識では考えられず教員にとっても生徒にとってもあまりにも唐突ですぐに受け容れられるものとはならなかったのです。

教員の側からいえば、年度当初の計画に基づき精いっぱい業務をすすめていたわけで、それに加えて、はじめての生徒に二単位の授業をすすめるというのは大変な負担でした。単純に週二時間の授業時間数が増えるということとは違うのです。それぞれの教員が毎時間新しい教材を自分で作り授業をしなければならぬことや、全クラスの担当者が違うためクラス間の調整も必要となり、加えて三学年所属の教員(滝山・小川先生)は進路指導の最中で必死だったものですから、机上の計算で判断できるとした市教委の判断には誤りがありました。

混乱を避け、生徒への否定的影響を最小限におさえるための努力を教員側は精いっぱいつくしましたが、教材の準備、授業の展開において不十分さは免れませんでした。

校長や市教委のしたことは、職務命令を出すことだけでしたが、組合は否定的影響を最

また、教務部に属し、カリキュラム係りを担当していました。カリキュラム編成は学校の教育体制の要のひとつであり、とりわけすべての教員の英知が集約されなければならない部門です。当時、カリキュラムをめぐって市教委の露骨な介入がすすめられていた経過があります。

一九八六年七月に松本教育長が就任し、いわゆる「教育改革」をきっかけ、その柱の一つが、教育課程の変更であったわけです。「八月下旬の（市教委と校長との）ヒアリングの中で、教育課程の問題は出た。市芦は画一的なカリキュラムで、それでええんかどうかというようなことも出ておった」（第三〇回小林証言P四一、P四二）という証言があります。

カリキュラム係である私は、処分の一カ月前の九月二日に校長に呼ばれ、「一九八七年度教育課程について市教委が認めないと言っている。大幅選択制の取り入れの方向で検討してほしい」との話をされましたが、「長年にわたって学校の実態、生徒の実態、進路の実態等を検討し、その積み上げとして現在にいたっているもので、認めないと言っている理由が不明確である。まず、既に校内手続きをすべて踏んで七月四日の職員会議でも大綱決まっている教育課程のどこが問題なのか、問題点が明確にされた上でない」と係りとして検

討のしようがない。拒否理由を明確にしてほしい」と応答しました。

処分後、カリキュラム係りは教務部長が担当するわけですが、私の処分後、わずか一六日後の十月一七日の職員会議で、全教員の反対を押し切って一九八七年度教育課程はまったく一方的に校長の職務命令で指示されます。（松本）教育長から言われたから、教員の反対を押し切ってでも選択制を導入しようとした」（第一七回校長証言P四）と校長が述べているところです。

本来、どこの高校においても教育課程は全員が参加する教科会議や職員会議などで時間をかけ、十分に検討協議された上で決められるものです。学校の実態、生徒の実態、教員構成、進路の実態などを見きわめてはじめて決定されるものです。

ところが、こうした過程を踏んで作られた教育課程を破棄し、一切の校内機関に諮ることなく指示されたものです。教務係の存在などないままです。

当然のことに、このカリキュラムは一九八七年度の学校教育体制を大きな混乱に陥れ、一年をたたずに破綻します。

私はまた、クラブの一つである朝鮮文化研究部の顧問を担当していました。朝鮮文化研究部というのは在籍する在日朝鮮人生徒の民

「抗議署名 市芦生徒の皆さんへ！九月二日」（甲二四八号証）

九日、一学年の河村・深沢先生が突然一ヶ月の停職処分を受けました。授業の不安と混乱が起り始めた十月一日、同じ一学年の鈴木先生が突然教育委員会に異動せよと言われました。これは、教師をやめよというのと同じだと思います。

一度に三人の先生を失った一年の授業をどうするのか。

私たち生徒のことを考えたらこんなことはできないはずだ。

話に聞くと、河村先生は障害研の顧問として、障害を持つ子の公立高校への進路保障をされてきた。深沢先生は奨学金係として経済的に苦しい子が高校を続けられるように多くの生徒とかかわってきました。鈴木先生は勉強ができて金のある子だけの芦屋教育を、本当に高校を必要としている差別された低学力、経済的に苦しい生徒の側に立った教育へと変えてきた先生で、また、朝文研の顧問としてもおおくの在日朝鮮人の子の教育にかかわってこられた先生だそうなんです。

このような市芦に必要な先生を学校から奪

また、教務部に属し、カリキュラム係りを担当していました。カリキュラム編成は学校の教育体制の要のひとつであり、とりわけすべての教員の英知が集約されなければならない部門です。当時、カリキュラムをめぐって市教委の露骨な介入がすすめられていた経過があります。

一九八六年七月に松本教育長が就任し、いわゆる「教育改革」をきっかけ、その柱の一つが、教育課程の変更であったわけです。「八月下旬の（市教委と校長との）ヒアリングの中で、教育課程の問題は出た。市芦は画一的なカリキュラムで、それでええんかどうかというようなことも出ておった」（第三〇回小林証言P四一、P四二）という証言があります。

カリキュラム係である私は、処分の一カ月前の九月二日に校長に呼ばれ、「一九八七年度教育課程について市教委が認めないと言っている。大幅選択制の取り入れの方向で検討してほしい」との話をされましたが、「長年にわたって学校の実態、生徒の実態、進路の実態等を検討し、その積み上げとして現在にいたっているもので、認めないと言っている理由が不明確である。まず、既に校内手続きをすべて踏んで七月四日の職員会議でも大綱決まっている教育課程のどこが問題なのか、問題点が明確にされた上でない」と係りとして検

討のしようがない。拒否理由を明確にしてほしい」と応答しました。

処分後、カリキュラム係りは教務部長が担当するわけですが、私の処分後、わずか一六日後の十月一七日の職員会議で、全教員の反対を押し切って一九八七年度教育課程はまったく一方的に校長の職務命令で指示されます。（松本）教育長から言われたから、教員の反対を押し切ってでも選択制を導入しようとした」（第一七回校長証言P四）と校長が述べているところです。

本来、どこの高校においても教育課程は全員が参加する教科会議や職員会議などで時間をかけ、十分に検討協議された上で決められるものです。学校の実態、生徒の実態、教員構成、進路の実態などを見きわめてはじめて決定されるものです。

ところが、こうした過程を踏んで作られた教育課程を破棄し、一切の校内機関に諮ることなく指示されたものです。教務係の存在などないままです。

当然のことに、このカリキュラムは一九八七年度の学校教育体制を大きな混乱に陥れ、一年をたたずに破綻します。

私はまた、クラブの一つである朝鮮文化研究部の顧問を担当していました。朝鮮文化研究部というのは在籍する在日朝鮮人生徒の民

「抗議署名 市芦生徒の皆さんへ！九月二日」（甲二四八号証）

九日、一学年の河村・深沢先生が突然一ヶ月の停職処分を受けました。授業の不安と混乱が起り始めた十月一日、同じ一学年の鈴木先生が突然教育委員会に異動せよと言われました。これは、教師をやめよというのと同じだと思います。

一度に三人の先生を失った一年の授業をどうするのか。

私たち生徒のことを考えたらこんなことはできないはずだ。

話に聞くと、河村先生は障害研の顧問として、障害を持つ子の公立高校への進路保障をされてきた。深沢先生は奨学金係として経済的に苦しい子が高校を続けられるように多くの生徒とかかわってきました。鈴木先生は勉強ができて金のある子だけの芦屋教育を、本当に高校を必要としている差別された低学力、経済的に苦しい生徒の側に立った教育へと変えてきた先生で、また、朝文研の顧問としてもおおくの在日朝鮮人の子の教育にかかわってこられた先生だそうなんです。

このような市芦に必要な先生を学校から奪

大変やさしく、すばらしい先生でした。僕は二年生の三学期の事でした。僕はまったくいい程、学校にも行かず家にも帰っていませんでした。そんな僕の私生活の事まで僕を見捨てず、見守ってくれていたのが鈴木先生でした。後になって、僕の両親から聞いた話ですが、鈴木先生は、僕の事を夜の三ノ宮へと毎晩のようにさがし続けてくれ、そして、毎日のように僕の家へと顔をだしてきてくれたそうです。いまだきといつては、なんです。こんな先生が他にいるだろうかと思えたくらいです。しかも、鈴木先生は、僕を休学という立場においてくれ、そして僕にも一度復学という大きなチャンスを与えてくれたのだ。ぼくは鈴木先生の大きなチャンスを生かして復学を決意しました。

鈴木先生は僕に人を心からおもいやる気持ち、両親の本当のありがたさ、両親の気持ち、僕がこれからどうあっていかなければならないかなどを、僕の中に残してくれました。

僕自身、鈴木先生がいなければ、僕はもういいかわからなかったと思います。鈴木先生は市芦に必要な先生です。僕は市芦にきて鈴木先生に出会い、そしてほかの学校では決して学べない事を市芦から、鈴木先生から学びました。そんないい先生を配転させるのは、僕は絶対反対です。

とにかく、鈴木先生のみならず、他の先生

入ってみて、気の合う子も多くて、友達も多くできた。でも、学校を休みがちで、三年になるまで毎年進級でひっかかっていました。そんな時、私が学校に来れたんは友達がいたからです。

市芦が県芦とか県南みたいな進学校になったら、これから市芦に来ようとしている私たちのような生徒は行くところがないし、それに市芦の先生が初めて私を生徒じゃなくて一人の人間として見てくれました。だから、そんな市芦を変えて行くような奨学生として行動して行きます。

校長先生と教頭先生は、私から見たら一番なりたくない大人やし、一番したくないことをしている大人です。教頭先生は、一度鏡で自分の顔を見たらいいと思うけど、目つきが変わったし、話しかけようにも話しかけられない恐さがあります。鈴木先生のこととはあまり知らないけど、先生がしてきたことを周りの先生も言うし、私の思っている市芦を変えてほしいから、先生も早く教壇に帰ってきてほしいと思います」

また、部落研部長は次のように気持ちを述べていました。

「ぼくは鈴木先生、深沢先生、河村先生らと三年間つきあってきたんですけど、そのつき合いの中で、この市芦に来る連中は、どん

方の処分や鈴木先生の配転をとりけし、もう一度市立芦屋高校への復職をお願いします。

- 一、河村・深沢両先生への処分を撤回せよ
- 二、鈴木先生を市芦へもどせ
- 三、市芦つぶしをやめろ

市立芦屋高等学校長 前田和夫殿
芦屋市教育長 松本壽男殿

一九八六年十月二日 三年有志」(甲二五〇号証)

十月四日には生徒が全部の抗議署名を校長に手渡し、生徒の意志を伝えていきます。

また、特に、十月三日からは奨学生、部落問題研究部、朝鮮文化研究部、障害者解放研究部の意思表示がありました。

例えば、職員室前の廊下に張り出された障害研の訴えは、次のようなものでした。(甲九号証)

「みんなへ言いたいこと

あのな、ぼくは教育委員会へ行って、市長かだれかへ言いたいねん。ぼくがなんで河村、深沢、鈴木先生がやめたらあかんと思うのは、三人ともいっしょうけんめい働いているからや。ぼくがいちばん言いたいのは市芦障害研がなくなったら、ぼくらが学校にこれなくなることや。障害研をつぶしたくないんや。ぼく

な力を持っているんだろうか、どういうふうにしたら当たり前にやりながら市芦の生徒になれるんかということを話してきました。時にはケンカをして考えてきたんですけど、まだようわからんとあります。

でも、市芦の生徒は、本当に人間として当たり前に生きていると、そういう気がすぐくするわけです。

僕は中学の時から見てきたんです。市芦に來ている者は、貧乏人やダボやと、生きる資格がないんやと。学校の勉強が出来たら、偉いんやというわけです。そういう奴を見ていたら、本当に胸くそが悪いです。なんでか言うたら、自分の気持ち、苦しみやそういうものを人間同士と一緒に創っていくもんやと、それが分かって本当に偉いんやと僕は思っています。

そんなことを思いながら、三年間やっていく中で何を学んだかというたら、落ち着いて、悪いところばかり見ずに、本当に落ち着いて心底いいところをみつけていく、自分がどこが悪かったんだろうか、どこが良かったんだろうかということを、今年で四年目になるけれど、やっと今自分の気持ちに正直に学校に來て、思っている。

この市芦を、もっと学力の低い子も、人間を信じられなくなっている中学生も多くいると思います。そういう子らのためにも、僕

らは、みんないっしょうけんめいがんばっているんや。

ぼくは、はらが立つ。ほかのこもないとった。こんなことやめてほしい。

河村先生も 深沢先生も 鈴木先生もみんな市芦にいてほしい。そして数学や理科や、社会を教えてほしい。と言いたいねん。

十月三日、市芦障害研一同」

十月九日に行われた離任式では、教頭が司会をしていましたが、私のあいさつに続いて、在校生が次々と立ち、全校生徒と教員への訴えを言葉にしています。

奨学生代表の三年生の生徒は次のように発言していました。

「私は奨学金を取っています。先日、奨学生の抗議文と署名を書いて集めました。鈴木先生を戻してほしいというのもあるけど、私たちにすると今の市芦が変えられると、そうおもうから動いてきました。

私は中学の時から奨学金を取っていて、母子家庭で苦しかったし、県芦・県南など学力でとうてい行けなかったし、私学に行くお金など家になくなって、……市芦に行くについて、その時は外見の市芦しか見ていなくて、恥ずかしいという気持ちもあったけど、とにかく市芦に入った。

らが先頭に立ってこの市芦を守り、これに圧力をかけてくる者にはあらゆる面で抵抗していきたいと思います。絶対やらないかんと思います。」

長い苦悩の果てに、とつとつと語る彼らの言葉は、しーんと静まり返った運動場のすみずみにまで届き、全校生徒の胸にしみわたりました。長い時間、だれ一人身動きすることがありませんでした。尊厳と自立をかけた言葉だったからです。

続く朝鮮人生徒を含めて、これら生徒の意思表示は、自分の学校生活を自分で守るという志しの鮮やかさで際だっています。不安と動揺と怒りと決意がないまぜになっています。こうした生徒の悲鳴にも似た声をおしつぶして、いわば生徒のぎりぎりの抵抗をおしきって「教育改革」はすすめられていきます。

十月七日までのきつい一週間を生徒や同僚教員、保護者や卒業生に励まされながら、過ぎしました。

配転先の公務の必要性、緊急性と私の特定理由について

十月八日に、配転先の職場である芦屋市立体育館の小さな部屋に向きました。

「公務の必要性を第一次的に考慮した」と処分者の主張する職場です。
兵庫県下の一八市町を中心に開催された六

「二・二三・三・二三宿泊施設および施設の本社訪問」というのは、宿舎候補としてあげられた奥池地区にある一八施設、市街地区にある九施設および必要がある場合神戸、大阪にある本社への依頼訪問で、事務局次長に伴伴してという場合がほとんどでした。

以上が一九八六年度の宿泊業務のほとんどすべてです。

どの施設についても二年先の事ということで、打診ないしあいさつ程度であり、宿泊施設確保の話が具体化するの是一九八七年度末でした。一九八八年一月になってはじめて、宿泊予想人員をもとに宿舎の割当をするという形で具体化することで、施設側との折衝が本格化するが実際でした。

一九八六年度について言えば、宿泊業務のほかは、何回かの関係会議に出席した程度です。(甲二五四号証「日録」、甲二五五号証「六三高校総体芦屋市事務局業務日録」)

端的に言えば、私の仕事は数えるほどしかなかったのです。既に配置されていたベテランの二名の専任職員で十分こなせる業務量でした。一九八六年度では、上述した作業時間以外はほとんど部屋での読書に充てていました。

一九八七年度の一年間を見ても、私の仕事の内容は純然たる事務職員の業務範囲でした。(甲二五五号証)

教員としての身分保障の侵犯、

不当労働行為について

次に、教員としての身分保障について述べます。

六三高校総体兵庫県実行委員会事務局を担当した県立高校の教員一名の身分上の扱いは、全員、職名を県立兵庫高等学校教諭とするものです。

また、芦屋市実行委員会事務局の競技式典係を分掌した職員は職名は教諭で、県立芦屋高等学校籍を持っていました。そのように会場地市町に配置された事務局職員はいずれも在籍校がありました。(甲二五三三号証)

高校総体というような短期(単年度)事業の場合の教員の身分保障のあり方を示しているものと言えます。

高校総体終了後、当然、希望した彼らのすべては高校現場に教諭として復帰しておりません。

私の身分は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)第十九条四項に規定される指導主事として、教員としての身分が保障されているものと理解していました。処分者側第四準備書面では、「地教行法第十九条第四項の『充て指導主事』とは、県費負担職員が市の指導主事に充てられた場合をい

私の教員としての専門的知識や経験、あるいは資格が生かされる余地などまったくない業務だったといえます。

六三高校総体事務局に配置される専任職員の望ましい経歴・適性は、その業務内容から考えて行政事務の経験を持つ行政職員、競技関係の専門家(教員)、あるいは体育関係教員でしょう。また、各市町実行委員会や事務局とは別に高校現場には別組織として高校総体推進委員会が設けられており、高校側の協力・参加体制は独自にすすめられていたから、高校生への指導はほとんど現場の教員が担当していました。

私は社会科の教員であり、市内・阪神・県大会等の運動競技会の役員の経験も皆無であり、学校の体育祭の企画・運営等の実務経験もなく、運動クラブ顧問の経験も少ないものです。資格、経歴や経験からいって高校総体の事務局担当者としては理に合ったものとは言えません。

処分者側は私を特定した理由として、「阪神間の高校の教育事情に通じ、業務遂行上折衝力・説得力・企画力が必要な面があるので総合して判断」(答弁書)と主張します。

が、事務局職員としての業務に「阪神間の高校の教育事情」はまったく関係がありませんでした。

また、「業務遂行上折衝力・説得力・企画

う。申立人は第十九条四項に該当しない」と

あり、また、小林証人の証言では、「十九条四項の後段の教員をもって指導主事に充てるという条文を適用している。芦屋で言っている充て指導主事でない。教員の身分を保有した指導主事である」と混乱しています。常識的な地教行法第十九条解釈では、充指導主事と理解していました。

ところが、一九八七年三月のいわゆる定数条例の改正により知らない内に学校籍を奪われ、市立高校教員としての身分が奪われたのではないかと考えます。

兵庫県をはじめ神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市等では、いずれも「(充て)指導主事」として事務局に異動する場合、学校籍を持ち、教育職給料表と四半支給を受けていると聞いております。また、兵庫県の場合に明確なように、「指導主事」として事務局へ異動する場合「退職」「採用」の扱いとなり、適用給料表も行政職給料表となっています。

このことから学校籍を奪われることで私の教員身分の保障が奪われることとなっていると理解せざるをえないのです。

その原因は一九八七年の定数条例改正にあります。

この条例改正は「過員」を作り出し、「強制配転」を合理化しようとする意図から学校籍を切ってしまったものです。

力が必要な面がある」と言いますが、実際に事務局の業務は上部組織である県実行委員会のこと細かな指示にもつき進められていくもので格別の企画力等は要しないし、主催が全国高等学校体育連盟、兵庫県、兵庫県教育委員会、芦屋市、芦屋市教育委員会、また後援が文部省、日本体育協会、N・H・Kであり、そうした団体が主催・後援団体としてある上に、教育的事業という錦の御旗から対外的な折衝(学校、保養所所有企業、輸送機関、医療関係団体、道路管理者等)も格別困難でなかったといえます。



最後に、処分者は「転任処分は不利益ではない」と主張していますが、私が教員として教壇に立ち、学校教育に従事する権限を侵すことが、何よりの不利益です。

採用時の労働契約は、教員として学校に勤務することでありました。

さらに、六三高校総体が終了した段階で、つまり配転を理由づけていた公務が終了した段階でも市芦現場へ戻すことをしておりません。

一九八八年八月に大会が終わり、総務係による報告書の作成という業務が残されていただけで、私の業務は終了しました。

心待ちしていた市芦現場への復帰を迎えるものと考えていましたが、十月一日に、社会教育部、愛護センターへと再度の強制配転が行われたのです。

しかも、わざわざ愛護センターの職員を増員してのことです。

従来、愛護センター所長以外はセンター職員として教員が配置された例はありません。所長と体育館・青少年センター愛護係の兼務の職員の二名が愛護センターの職員構成でした。十月一日に機構改革をして、愛護センターの職員を増員(甲一二四号証、教育委員会事務局機構及び職員昭和六〇年(平成元年)した上での、私の配転です。

市芦の社会科教員への人事異動が不可能で

あったかといえば、そうではありませんでした。つまり、一九八八年度に村上先生、一九九〇年度には二名の先生が、社会科教諭として新たに採用されています。(甲二五八号証、社会科教員一覽表)

なお、村上先生は、異動前は教育委員会事務局勤務の職員であり、高校教諭としては初めての経験であり、市芦在籍わずか二年で、中学校へ転出しています。他の一名は新卒採用教諭です。もう一名は中学からの新採用教諭です。

以上述べたように、六三高校総体を口実とする私の強制配転処分は、私の教育活動と組合活動を忌避するために行われたものであると断ぜざるをえません。

一九八七年夏、街で出会った生徒の一人に「先生、早く帰ってきて水の授業してください」と声をかけられてからはやくも七年がたちます。痛恨の七年です。時をおのれのものとする処分者の傲岸さを受け容れるわけにはいきません。

活動日誌へ抜粋(1994.4.2～6.29)

- 4・2 麦の家、さくらまつり。
- 15 事務局会議。
- 18 事務局会議。
- 26 法対会議。
- 5・9 通信No.70発送。

救援会総会の

ご案内

市芦救援会事務局

平素は、市芦反弾圧闘争、救援会活動に温かいご支援をいただき、ここに厚く御礼を申し上げます。

さて、公平委審理も六〇回を数え、申立人証言が次々と行なわれ、本件処分の違法・不当性が、公的な資料等によっても次々と明らかになります。

- 10 法対会議。
- 12 第五九回公開口頭審理(鈴木先生主尋問)
- 23 狭山再審要求、教育臨調粉砕芦屋市民集会。

27 事務局会議。

6・2 共同購入実施。

4 事務局会議。

6 法対会議。

8 関西争議交流会例会。

14 事務局会議。

18 兵高教本部定期大会。

21 事務局会議。

22 法対会議。

25 兵高教阪神支部総会。

29 事務局会議。

かにされています。

審理促進のために申立人陳述書が次々と作成され尋問に臨んでいます。結審は来春になる見通しです。

今回の総会は、審理の最終段階をむかえ、申立人の先生方や弁護団の先生方を励まし、さらに、結審を前にしての活動に関しても支援の方々との意見交流を深める会として予定しております。なお、記念講演として、市芦教育が目指してきた内容を全国的なレベルで位置づけしていただく川向秀武先生の話を用意していますので、多くの方々のご参加を訴えます。

日時 一〇月二十二日(土)午後一時半
場所 芦屋市民センター 四〇一室

後記

通信発行が遅れ大変申し訳ありません。本号から掲載しています申立人証言の陳述書の作成で、連日のように事務局会議を開いている状態です。新事実も加わり処分の違法不当性が一層明らかになっています。次号からも申立人陳述書を順次掲載しますので、処分実態、申立人の先生方が目指してきた市芦教育についてまとめられた内容です。是非お読み下さい。会員諸氏のご意見もお寄せ下さい。幸いです。なお、遅ればせながら夏季カンパにつきましてご協力をお願いいたします。